

令和6年度 会津森林管理署南会津支署 公共工事契約状況

令和6年8月26日

分任支出負担行為担当官
会津森林管理署南会津支署長 金子 友次

工事名		施工場所		工事種別	工事概要	入札方式
塩之岐林道改良工事(R5補正)		福島県南会津郡只見町大字塩ノ岐字入山国有林1064口4林小班外		林道工事	別紙積算内訳書のとおり	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日		契約相手方の商号又は名称及び住所		
24,185,000 円	21,647,760 円	令和6年5月29日		栃木県日光市足尾町向原2-1 有限会社 赤間造林土木		
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期				
23,000,000 円	令和6年6月	令和6年11月				

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事積算内訳書」のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
 - ・総合評価落札方式を実施した理由及び落札決定基準 別紙「入札公告」のとおり
 - ・落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和6年4月12日
分任支出負担行為担当官
会津森林管理署南会津支署長
金子 友次

1 工事概要等

- (1) 入札番号 1号
- (2) 工 事 名 塩之岐林道改良工事（R5補正）
- (3) 工事場所 福島県南会津郡只見町大字塩ノ岐字入山国有林1064口4林小班外
- (4) 工事内容 詳細は別途示す「本工事費内訳書等」のとおり（下記7の配付資料等からダウンロードすることができる。）
- (5) 工事区分 土木一式工事
- (6) 工 期 契約締結日の翌日から令和6年11月22日まで
- (7) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案を求め、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型C）のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式により行う。
- (8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (10) 本工事は、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興JV」という。）の参加を認める試行工事である。
- (11) 本工事は、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び令和6年3月から適用する資材単価等を適用している。詳細は関東森林管理局ホームページを参照すること。
(https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tisan/20140421_1.html)
- (12) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和6年6月10日まで余裕期間を見込んだ工事である。
なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。
また、余裕期間内に施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合には、監督職員との協議により工事着手できるものとする。
- (13) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が直線距離で10 k m程度又は移動時間が60分程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- (14) 本工事は、一部の工種において「施工パッケージ型積算方式」を試行実施している。
- (15) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）である。
契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定（以下「工事成績評定」という。）において評価を行うとともに、週休2日の取組実績証明書を発行する。なお、現場閉所が4週8休以上でない場合は、現場閉所状況等に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

- (16) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費等の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。
- (17) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (18) ICT活用工事

本工事は、ICT技術の活用を図るため、受注者の希望により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事（施工者希望型）である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和5・6年度の関東森林管理局における土木一式工事に係るB等級、C等級又はD等級の一般競争入札参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの15年度間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。

なお、当該実績が林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び治山センター所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」第4の3に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認められない。

復旧・復興JVにあっては、構成員のいずれか1社が上記要件を満たしていること。

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事は、次のいずれかとする。

(ア) 林道又は林道規定の自動車道の構造・規格を満たす作業道の工事。

(イ) 治山事業における保安林管理道又は治山資材運搬路の工事。

(ウ) 農道又は市町村道の工事。

(エ) 治山事業における溪間工事、山腹工事又は地すべり防止工事。

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき本工事に配置できること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては工事現場への専任を要しない。

ア 1級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、詳細は入札説明書による。

イ 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの15年度間に、(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該工事は森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満であるものは経験として認められない。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

エ 森林管理局長等が発注した森林土木工事で、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年度間に完成し工事成績評定が行われている場合において、65点未満の工事成績評定点を通知されている企業については、本入札に関し低入札調査を受けた場合、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に上記の定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名配置できる者とする。

オ 復旧・復興JVにあっては、構成員のうちいずれかのものにおいて、当該工事の施工実績を有した管理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 森林管理局長等が発注した森林土木工事で、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年度間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。復旧・復興JVにあっては、全ての構成員について上記要件を満たしていること。

(8) 上記1の工事概要等にした工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。(入札説明書参照。))。

(10) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・宮城県・山形県内に所在すること。復旧・復興JVにあっては、構成員のいずれか1社が建設業法に基づく本店、支店又は営業所が福島県内に所在すること。また、経常建設共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(11) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官または分任支出負担行為担当官(以下「支出負担行為担当官等」という。)から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：令和6年4月15日から令和6年4月26日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項及び第2項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで(12時から13時までを除く。)

イ 提出先：〒967-0692

福島県南会津郡南会津町山口字村上867

会津森林管理署南会津支署 総務グループ 総括事務管理官

電話 0241-72-2323

メールアドレス：ks_minami-aizu_postmaster@maff.go.jp

ウ その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合はイの場所に持参又は郵送(書留郵便に限る)で提出すること(締切日時必着。)

- (3) 技術提案書は、技術提案書作成要領に基づき作成するものとし、申請書及び資料と併せて提出すること。
(技術提案書作成要領及び申請書・資料等の各様式は、関東森林管理局ホームページからダウンロードすることができる。)
- (4) (2)のアに規定する期間内に技術提案書等を提出しない者又は、競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

4 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する。

- ア 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- イ 上記3の(1)の技術提案書等の資料で示された実績等により、最大30点の加算点を与える。
- ウ 上記3の(1)の技術提案書等、下記6の(12)の施工体制に関するヒアリング及び追加資料等の内容に応じて、最大30点の施工体制評価点を与える。
- エ 得られた標準点及び加算点並びに施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。
- その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 評価項目の指針となる事項

- ア 企業に関する事項
- イ 配置予定技術者に関する事項
- ウ 施工体制の確保に関する事項
- ア及びイで最大30点の加算点とする。
- ウで最大30点の施工体制評価点とする。

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は価格及び技術提案書等をもって入札する。標準点に加算点及び施工体制評価点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋加算点＋施工体制評価点)／入札価格}）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（標準評価値）を下回らないこと。

5 入札手続等

(1) 担当部局

上記3の(2)のイに同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

やむを得ない事情により紙入札を予定している者等には下記により交付する。

- ア 交付期間：令和6年4月12日から令和6年5月23日まで（休日を除く。）の9時から16時まで（12時から13時までを除く。）。
- イ 方法：原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。
- (<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/nyuusatu-info.html>)

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

- ア 電子入札システムによる入札の開始は、令和6年5月21日9時00分、入札の締切は、令和6年5月24日9時30分とする。
なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。
- イ 紙入札方式により持参する場合は、令和6年5月24日の9時20分から9時30分までに会津森林管理署南会津支署会議室へ持参の上、入札すること。
- ウ 開札は、令和6年5月24日9時30分に会津森林管理署南会津支署会議室にて行う。
- エ 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。
- オ 入札参加者は、「関東森林管理局等競争契約入札心得」並びに「暴力団排除に関する制約事項」について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

6 その他留意事項

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金：免除する。

イ 契約保証金：納付するものとする。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条 第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとする。

なお、金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

(3) 工事費内訳書の提出

ア 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式自由。）を提出すること。

イ 当該工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書に未記入等の不備があるときは、関東森林管理局等競争契約入札心得第7条第11号に該当する入札として、当該入札を無効とする。

ウ 工事費内訳書は必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

ウ 支出負担行為担当官等から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる要件のいずれかを満たしていない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

エ 上記アの場合には、「工事請負契約指名停止措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、支出負担行為担当官等によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否：要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3の(2)のイに同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 技術提案書等のヒアリング

技術提案書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(10) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムにより行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成16年7月29日付け16林政第269号林野庁長官通知）による。資料詳細は入札説明書等による。

(11) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年度農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条に則り、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを否定し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページより公表する。

（不当な働きかけ）

① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(12) 施工体制を評価するために、技術提案書等の内容のヒアリングとは別に、施工体制に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

なお、ヒアリングに応じない者及び追加資料を提出しない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(13) 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された技術提案書等は返却しない。

(14) 現場説明は行わない。なお、現場案内についても行わない。

(15) 詳細は入札説明書による。

7 配付資料等

(1) 入札説明書

(2) 工事請負契約書（案）

(3) 本工事費内訳書

(4) 特記仕様書

(5) 現場説明書

(6) 図面

(7) 公表用設計書

本公告に係る国有林野事業工事請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードください。

国有林野事業工事請負契約約款

上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知ください。

なお、入札公告期間中に約款の改正があった場合の交付日は契約日とします。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、関東森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

(別添1)

競争参加資格確認結果書

工事(業務)名: 塩之岐林道改良工事(R5補正)

発注機関名：会津森林管理署南会津支署

入札公告日：令和6年4月12日

競争参加資格確認結果通知日： 令和6年4月30日

[illegible]

(別添 2)

入 札 執 行 調 書

入札物件番号（第 1 号）						物件名	塩之岐林道改良工事（R5補正）					
入札者の商号又は名称	技術評価点					第一回入札			第二回入札			備考
	総計	標準点	技術提案加算点		施工体制評価点	金額	評価点	順位	金額	評価点	順位	
			企業評価	技術者評価								
有限会社 赤間造林土木	145.00	100	15.000	0	30	23,000,000	63.043	1				落札

（注）上記金額は、入札者が見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額である。

入札執行月日 令和6年5月24日

開札結果は上記の金額のとおり相違ありません。

執行官 農林水産技官 金子 友次

立会職員 農林水産技官 飯沼 新

確認職員 農林水産技官 星野 要

令和6年度

積算内訳書

路線名 塩之岐林道

工事名 塩之岐林道改良工事(R5補正)

施工地 福島県南会津郡只見町大字塩ノ岐字入山国有林1064口4林小班外

森林管理局	関東森林管理局
森林管理署	会津森林管理署南会津支署
事務所名等	本署

本工事費内訳書

塩之岐林道改良工事 (R 5 補正)

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
林道改良	式	1		11,290,000	費目行
土工	式	1		470,000	工種行
採掘工 (砂・砂質土・粘性土・礫質土)	式	1		32,794	種別行
バックホウ掘削 (掘削積込、積込) 地山の掘削積込 1000m3未満 制限なし 山積0.8m3 (平積0.6m3) 砂・砂質土・粘性土・礫質土 障害なし	m3	86 300	380	32,794	
盛土工	式	1		211,593	種別行
盛土工 (流用盛土)	m3	257 100	823	211,593	
路盤工	式	1		225,777	種別行
上層路盤工 バックホウ 排出ガス対策型 (第2基準値) 山積 0.28m3 (0.20m3) / 不陸整正+敷均し 粗面仕上げ無し	m2	59 660	1,239	73,918	
下層路盤工 バックホウ 排出ガス対策型 (第2基準値) 山積 0.28m3 (0.20m3) / 不陸整正+敷均し 粗面仕上げ無し	m2	59 660	1,944	115,979	
路肩整正	m	60	598	35,880	
擁壁工	式	1		7,202,000	工種行
重力式コンクリート擁壁工 (施工延長19.4m)	式	1		6,394,572	種別行
バックホウ床掘 クレーン型山積0.45m3 (平積0.35m3) 礫質土・砂・砂質土・粘性土 土留工なし (補助労務なし) 障害無し	m3	203 100	376	76,365	
大型ブレーカー床掘	m3	9 600	1,652	15,859	

本工事費内訳書

塩之岐林道改良工事 (R 5 補正)

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
埋戻工	m3	112 600	1,994	224,524	
基面整正	m2	32 010	462	14,788	
排水管敷設手間 (直管) 径 50～150mm	m	19	827	15,713	
丸太式残存型枠工(土留・擁壁用) 2m8cm～14cm未満	m2	183 220	13,901	2,546,941	
コンクリート 無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ車打設 24-12-25(20) (高炉)生コンクリート小型車割増無 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し	m3	97 335	5,653	550,234	
生コンクリート 18-8-40BB	m3	104 150	28,000	2,916,200	
目地材 (瀝青質板) 厚10mm	m2	16 400	2,070	33,948	
仮設工 (重力式コンクリート擁壁工に係る作業)	式	1		808,174	種別行
足場工 単管足場 必要	掛m2	82 530	5,237	432,209	
足場工 単管傾斜足場 必要	掛m2	85 060	4,420	375,965	
排水構造物工	式	1		1,515,000	工種行
ボックスカルバート設置	式	1		1,515,965	種別行
ボックスカルバート 据付 2.0m/個 1.25<B≤2.5、1.25<H≤2.5 基礎碎石+均しコンクリート 縦締有り	m	8	174,200	1,393,600	
生コンクリート 18-8-25BB	m3	2 520	28,300	71,316	

本工事費内訳書

塩之岐林道改良工事（R 5 補正）

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
モルタル 配合 1 : 3 高炉	m3	0 310	28,000	8,680	
再生砕石 R C - 4 0	m3	3 400	6,130	20,842	
型枠 一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m2	2 190	9,830	21,527	
構造物撤去工	式	1		737,000	工種行
構造物取壊工 (既設コンクリート擁壁取壊し)	式	1		737,524	種別行
産業廃棄物処理費 コンクリート塊（無筋）	[t]	83 660	3,300	276,078	
取り壊しコンクリート殻処理工	m3	35 600	8,379	298,292	
ダンプ 運搬10t As・Co塊 片道16km BH山積0.80m3	m3	35 600	4,583	163,154	
仮設工 (水替工)	式	1		1,184,000	工種行
水替ポンプ 据付・撤去	箇所	1	89,917	89,917	
ポンプ 運転(常時排水) 発動発電機 排水量40m3/h以上120m3/h未満 揚程15m	日	40	24,321	972,840	
大型土のう工 製作・設置撤去 作業半径6m以下	袋	20	6,109	122,180	
(その他工種等)	式	1		182,000	工種行
排土工	m3	100	1,104	110,400	

本工事費内訳書

塩之岐林道改良工事 (R 5 補正)

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
既設 大型土のう 撤去及び設置	袋	15	4,809	72,135	
直接工事費	式	1		11,290,000	
共通仮設費計	式	1		2,754,000 + 172,000 2,926,000	
共通仮設費(率計上)	式	1		11,290,000 * 24.4 / 100 2,754,000	
現場環境改善費(率計上)	式	1		11,290,000 * 1.53 / 100 172,000	
純工事費	式	1		11,290,000 + 2,926,000 14,216,000	
現場管理費	式	1		14,216,000 * 41.06 / 100 5,837,000	
工事原価	式	1		14,216,000 + 5,837,000 20,053,000	
一般管理費等	式	1		$((20,053,000 * (20.57 + 0 + 0) / 100) + 8,021.2) - 0$ 4,132,923	
一般管理費等計	式	1		4,132,923 4,132,000	
工事価格	式	1		24,185,000 24,185,000	
消費税相当額	式	1		24,185,000 * 10 / 100 2,418,500	
請負金額	式	1		24,185,000 + 2,418,500 26,603,500	